

（がけ附近の建築物）

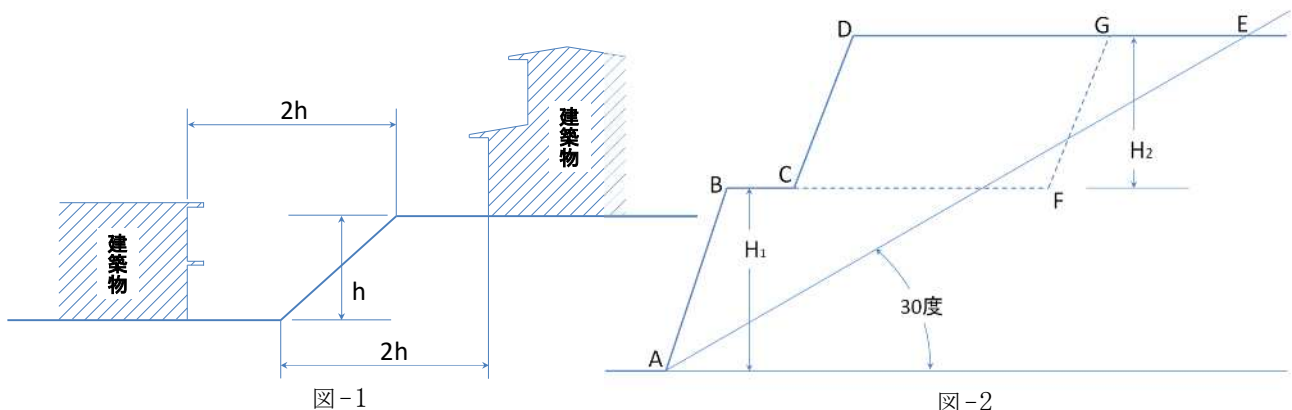
第8条 建築物の敷地が、高さ2mを超えるがけに接し、又は近接する場合は、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端から、建築物との間にそのがけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 高さ2mをこえるがけの上にある建築物の敷地には、地盤の保全及びがけ面への流水防止のため、適当な排水施設をしなければならない。

一部改正〔昭和47年条例25号・平成12年64号〕

〈解説〉

- 1 この条は、がけ付近の建築物の位置について定めたものである。自己の敷地外にあるがけも対象となり、自己の敷地とがけの間に道路や他の人が所有する敷地がある場合については、それらを含めて一体のがけとみなす。（図-1）
- 2 この条において「建築物」とは法第2条第1号に規定する建築物をいう。ただし、建築面積に算入されない軒、ひさし、門及び塀並びに小規模な建築設備（例：戸建て住宅に附属する建築設備）を除く。
- 3 「がけ」とは勾配が30度を超える傾斜地をいう。
- 4 「近接する場合」とは建築物の敷地に接していないがけで、その高さの2倍の水平距離の範囲が建築物の敷地にかかる場合をいう。
- 5 がけの高さの算定にあたり、がけの途中に小段や通路を含んでがけが上下に分離されている場合は、下層のがけの下端から30度の勾配をもつ線を想定し、上層のがけの下端がこの線より上に出るときに限ってこれを一体のがけと考慮して高さを算定する。次図において、ABCDEで構成されるがけは一体とみなされ、 H_1 と H_2 を足したものがこのがけの高さとなり、ABCFG Eで構成されるがけはABC Fという1つのがけとFGEによるもう1つのがけがあるとみなされ、がけの高さは H_1 または H_2 ということになる。（図-2）
- 6 がけの下に水路、河川などがある場合は、これらの底からの高さをがけの高さととらえる。



- 7 ただし書の「安全上支障がないものとして知事が定める場合」として、以下のとおり知事が定めている。

○愛知県建築基準条例第8条第1項ただし書の規定に基づく堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合

平成12年11月10日 愛知県告示第899号

改正 平成18年3月17日告示第232号

愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第49号）第8条第1項ただし書の規定に基づき、堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がない場合を次のように定める。

- 1 堅固な地盤によるがけで安全上支障がない場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) がけが硬岩盤である場合

(2) 切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分（次のいずれかに該当するものに限る。）に面する場合

ア 土質が下表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度以下のもの

イ 土質が下表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表中欄の角度を超え同表右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5m以内の部分。この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

風化の少ない軟岩	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
硬質粘土、関東ローム、砂利	35度	45度
固い赤土又は砂、真砂土	30度	35度

(3) 土質試験等に基づいて地盤の安定計算を行うことにより、がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合

- 2 特殊な構造方法によるもので安全上支障がない場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) がけ面が、次のいずれかに該当する擁壁その他の施設により保護されている場合

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条に適合する擁壁

イ 鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、その高さが5m以下であって、有害な沈下、はらみ出し、ひび割れ等がなく安全であることを一級建築士又はこれと同等の者が認めたもの

ウ 当該擁壁に加わる荷重及び外力に対してそれが支持する地盤が安全であることを一級建築士又はこれと同等の者が認めたもの

- エ 地すべり防止施設
 オ 急傾斜地崩壊防止施設
- (2) がけの上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、がけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（基礎杭がある場合は杭の先端）を設けたとき
- (3) がけの下に建築物を建築する場合で、次のア及びイの場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるとき。
- ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（当該土砂災害特別警戒区域に係る同法第2条に規定する土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が急傾斜地の崩壊であるものに限る。）内において居室を有する建築物を建築する場合 当該建築物の外壁等について建築基準法施行令第80条の3本文の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるとき、又は門若しくは塀について同条ただし書の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合で同条ただし書に規定する場合に該当するとき。
- イ アの場合以外の場合 次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 当該建築物の基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造その他これに類する構造とし、かつ、がけ崩れの被害を受けるおそれのある部分を開口部を有しない外壁とするとき、又はがけと当該建築物との間にながけ崩れの被害を防止する施設を設けるとき。
- (イ) アに定めるときの措置に準じた措置を講ずるとき。
- (4) がけに建築物を建築する場合で、次に掲げる基準に適合するとき
- ア がけに対して切土、盛土又は埋戻しを行う場合は、がけ面を芝張り又はモルタルの吹付けその他これらに類する方法により保護すること。
- イ 建築物の基礎を(2)に掲げる基礎に適合させること。

(1) 第1項第(1)号における「がけが硬岩盤である場合」

「硬岩盤」とは、一般に花崗岩、閃緑岩、片麻岩、安山岩等火成岩及び堅い礫岩等の岩盤をいう。ただし、真砂土を含む花崗岩その他の著しく風化した岩盤を除く。

(2) 第1項第(2)号イにおける安全上支障がないがけの部分

「この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。」とは、アの規定に該当するがけの部分があるとき、その上下にイの前段の規定に該当するがけの部分があるときは、その間にあるアの規定に該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなして、そのがけの上端から下方に垂直距離5m以内の部分は擁壁の設置などの対策を要しないため、安全上支障がない場合に該当する。（図-3）

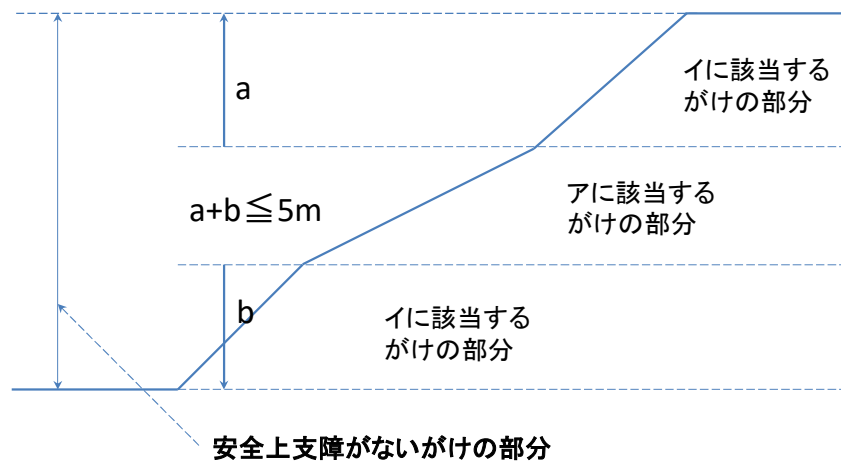


図-3

なお、表の右欄の角度を超えるがけは、安全上支障がない場合に該当しない。

(3) 第1項第(3)号における「地盤の安定計算」について

安定計算方法については、円弧すべり面法などが考えられる。

切土のり面の場合は、一般に土質や地質が不均質であるため、安定計算に必要な数値を土質試験等によりの確に求めることが困難な場合が多いので注意すること。

(4) 第2項第(1)号について

ア 「建築基準法施行令第142条に適合する擁壁」

- ・ 建築基準法による工作物としての擁壁は、令第142条の規定に基づいて、仕様規定のほか平成12年建設省告示第1449号で定められる構造計算が義務づけられる。この告示第3の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法に適合する擁壁は令第142条に適合することになる。
- ・ 都市計画法の開発許可を受けた擁壁は、同法施行規則第27条の規定により、令第142条に適合することになる。
- ・ ただし、許可又は確認を受けたものであつても、当該擁壁が有害な沈下、はらみ出し、ひび割れ等の経年劣化が無いことを、設計者が確認すること。

イ 「その他これらに類する構造」

例として、重力式コンクリート擁壁やCP型枠ブロック擁壁等が該当する。

イ、ウ 「一級建築士又はこれと同等の者」

例として、技術士（構造等に関する分野に限る。）等が該当する。（以下、「一級建築士等」という。）

ウ 「当該擁壁に加わる荷重及び外力に対してそれが支持する地盤が安全であることを一級建築士又はこれと同等の者が認めたもの」

- ・ 築造時期や構造基準、経年劣化等を踏まえ、一級建築士等が安全であることを認めることができるもの。
- ・ 公的機関が維持管理する道路、河川等の区域内並びに鉄道事業者が管理する線路区域内の擁壁及び法面等については、それぞれの事業関係法令（道路法、河

川法及び鉄道事業法などをいう。）によるもので、基本的には公的機関により適切に維持管理されているため、有害な沈下等がなく安全であることを一級建築士等が認めることができるものが該当する。

エ 「地すべり防止施設」

地すべり等防止法第2条第3項

オ 「急傾斜地崩壊防止施設」

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項

- (5) 第2項第(2)号は、建築物の基礎又は基礎杭の先端をがけの安定面以下に設けるものである。地盤改良杭等（地盤改良のための小口径鋼管杭も含まれる。）は該当しない。（図-4）

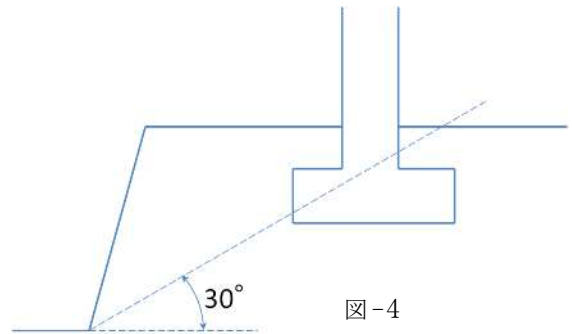


図-4

- (6) 第2項第(3)号アにおける「当該建築物の外壁等について建築基準法施行令第80条の3本文の規定により国土交通大臣が定めた構造方法」又は「門若しくは塀について同条ただし書の規定により国土交通大臣が定めた構造方法」について

土砂災害特別警戒区域内に限り、「土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件」（平成13年3月30日国土交通省告示第383号）による。

- (7) 第2項第(3)号イ(ア)における「がけ崩れの被害を防止する施設（流土止）」について

がけ崩れの被害を防止する施設（流土止）の設計は以下を基本とするが、これは高さが概ね5m以下のがけを想定したものであり、これよりも高いがけについては適用しない方がよい。

- 1 流土止の必要高さ（ h_0 ）及びがけからの距離（ D ）は、下の式により算出する。（図-5）

- 2 流土止の断面は、「盛土等防災マニュアルの解説」（発行：ぎょうせい）等を参考とし、擁壁の断面と同等に設計すること。このとき水抜き穴は、設ける必要はない。

（この流土止は、表土1m程度の比較的小規模な崩壊を想定しがけとの間に崩壊土砂を溜めるという考え方で、外力としては崩壊土砂の衝撃力は考慮せず、そこに溜まった土砂の静的土圧に抵抗し得るものとする。）

- 3 前項において、流土止の上部1/2をロックフェンス等（落石防護柵）とする場合は、当該擁壁の許容土圧の1/4をロックフェンス等に加わる圧力として想定する。（図-6）

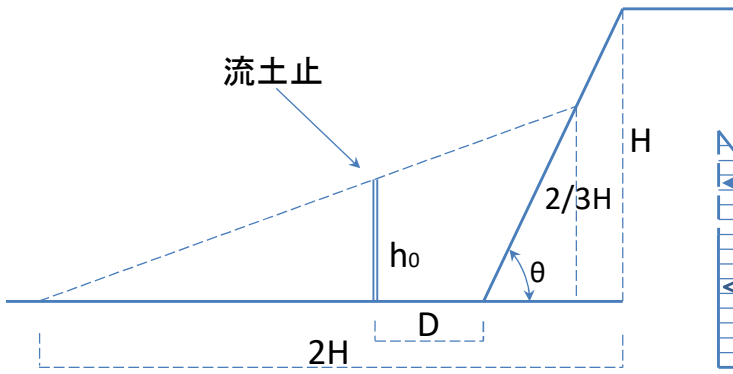


図-5

$$D \geq \frac{1}{4} H$$

$$h_o = \frac{2\{(2H - D)\tan\theta - H\}}{6\tan\theta - 1}$$

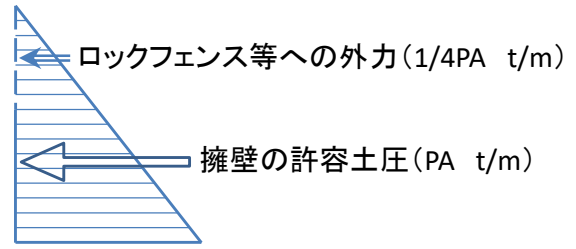


図-6

参照条文	法第19条第4項・第40条・第88条、令第138条第1項第五号・第142条、平12建告1449、愛知県細則第1条
参考	